3　個人情報取扱事業者等の義務
3－1　個人情報の利用目的（法第15条～第16条、第18条第３項関係）
3－1－1　利用目的の特定（法第15条第１項関係）
3－1－2　利用目的の変更（法第15条第２項、第18条第３項関係）
3－1－3　利用目的による制限（法第16条第１項関係）
3－1－4　事業の承継（法第16条第２項関係）
3－1－5　利用目的による制限の例外（法第16条第３項関係）
3－2　個人情報の取得（法第17条・第18条関係）
3－2－1　適正取得（法第17条第１項関係）
3－2－2　要配慮個人情報の取得（法第17条第２項関係）
3－2－3　利用目的の通知又は公表（法第18条第１項関係）
3－2－4　直接書面等による取得（法第18条第２項関係）
3－2－5　利用目的の通知等をしなくてよい場合（法第18条第４項関係）
3－3　個人データの管理（法第19条～第22条関係）
3－3－1　データ内容の正確性の確保等（法第19条関係）
3－3－2　安全管理措置（法第20条関係）
3－3－3　従業者の監督（法第21条関係）
3－3－4　委託先の監督（法第22条関係）
3－4　個人データの第三者への提供（法第23条～第26条関係）
3－4－1　第三者提供の制限の原則（法第23条第１項関係）
3－4－2　オプトアウトによる第三者提供（法第23条第２項～第４項関係）
3－4－3　第三者に該当しない場合（法第23条第５項・第６項関係）
3－4－4　外国にある第三者への提供の制限（法第24条関係）
3－4－5　第三者提供に係る記録の作成等（法第25条関係）
3－4－6　第三者提供を受ける際の確認等（法第26条関係）
3－5　保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等（法第27条～第34条関係）
3－5－1　保有個人データに関する事項の公表等（法第27条関係）
3－5－2　保有個人データの開示（法第28条関係）
3－5－3　保有個人データの訂正等（法第29条関係）
3－5－4　保有個人データの利用停止等（法第30条関係）
3－5－5　理由の説明（法第31条関係）
3－5－6　開示等の請求等に応じる手続（法第32条関係）
3－5－7　手数料（法第33条関係）
3－5－8　裁判上の訴えの事前請求（法第34条関係）
3－6　個人情報の取扱いに関する苦情処理（法第35条関係）
3－7　匿名加工情報取扱事業者等の義務（法第36条～第39条関係）
4　漏えい等の事案が発生した場合等の対応
5　「勧告」、「命令」、「緊急命令」等についての考え方
6　域外適用及び適用除外（法第75条、第76条関係）
6－1　域外適用（法第75条関係）
6－2　適用除外（法第76条関係）
7　ガイドラインの見直し
8　（別添）講ずべき安全管理措置の内容
8－1　基本方針の策定
8－2　個人データの取扱いに係る規律の整備
8－3　組織的安全管理措置
8－4　人的安全管理措置
8－5　物理的安全管理措置
8－6　技術的安全管理措置

【凡例】

「法」　個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
「政令」　個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）
「規則」　個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第３号）
「改正法」　個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）

※なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す個人情報の保護に関する法律の条番号は、改正法のうち個人情報の保護に関する法律に係る改正が全面的に施行される日時点の条番号を示すものとする。

その他の法令に係る条文は、本ガイドラインの公表日（平成28年11月30日）時点の条番号を示すものとする。

1　目的及び適用対象

1－1　目的

本ガイドラインは、事業者が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援すること、及び当該支援により事業者が講ずる措置が適切かつ有効に実施されることを目的として、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第４条、第８条及び第60条に基づき具体的な指針として定めるものである。

なお、法の規定のうち、第24条（外国にある第三者への提供の制限）、第25条（第三者提供に係る記録の作成等）及び第26条（第三者提供を受ける際の確認等）、並びに第４章第２節（匿名加工情報取扱事業者等の義務）（法第２条第９項及び同第10項に定める「匿名加工情報」及び「匿名加工情報取扱事業者」の定義に関する内容を含む。）に関する内容については、各々について分かりやすく一体的に示す観点から、別途「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第７号）、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第８号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第９号）においてそれぞれ定めている。

本ガイドラインの中で、「しなければならない」及び「してはならない」と記述している事項については、これらに従わなかった場合、法違反と判断される可能性がある。

一方、「努めなければならない」、「望ましい」等と記述している事項については、これらに従わなかったことをもって直ちに法違反と判断されることはないが（５（「勧告」、「命令」、「緊急命令」等についての考え方）参照）、「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。」とする法の基本理念（法第３条）を踏まえ、事業者の特性や規模に応じ可能な限り対応することが望まれるものである。もっとも、法の目的（法第１条）の趣旨に照らして、公益上必要な活動や正当な事業活動等までも制限するものではない。

本ガイドラインにおいて記述した具体例は、事業者の理解を助けることを目的として典型的なものを示したものであり、全ての事案を網羅したものでなく、記述した内容に限定する趣旨で記述したものでもない。また、記述した具体例においても、個別ケースによっては別途考慮すべき要素もあり得るので注意を要する。

なお、認定個人情報保護団体（※）が個人情報保護指針を作成又は変更し、また、事業者団体等が事業の実態及び特性を踏まえ、当該事業者団体等の会員企業等を対象とした自主的ルール（事業者団体ガイドライン等）を作成又は変更することもあり得るが、その場合は、認定個人情報保